

鳥取縣公報

第 千 五 十 八 號

昭和十四年八月二十五日

金 曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

縣 令

鳥取縣令第二十號

鳥取縣立機械工訓育所規程左ノ通定ム

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第 一 章 總 則

第一條 鳥取縣立機械工訓育所(以下單ニ訓育所ト稱ス)ハ本縣下ノ機械工業ニ從事セントス

ル者ニ對シ短期間ニ専門的且實務的ナル技術修得ヲ爲サシムルト共ニ精神的訓練ヲ爲シ以テ
急速ニ機械工トシテ本縣機械工業ノ中堅タルベキ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 訓育所ハ鳥取縣鳥取市ニ置ク

第三條 訓育所ニ左ノ職員ヲ置ク

主 事 補 長 技 師
技 師 手

所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所長ハ知事ノ指揮ヲ受ケ所内全般ノ事務ヲ掌理ス

第五條 技師、技手ハ所長ノ指揮ヲ受ケ生徒ノ監督及訓育ニ當リ其ノ他所務ヲ分掌ス

第六條 主事補ハ所長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第七條 訓育所ノ本科ノ教科ヲ旋盤工、仕上工、鑄工ノ三分科トシ其ノ一分科ヲ專修セシム

第八條 各分科ノ修業年限ハ壹ケ年トス

第九條 訓育所ニ別ニ研究科ヲ置キ各分科ヲ專修シタル者ニシテ仍ホ上級ノ技術ヲ修得セントスルモノヲ選抜收容ス

第十條 研究科ノ修業年限ハ六ケ月トス

第十一條 生徒ノ定員ハ本科五十名、研究科若干名トス

本科各分科ノ定員ハ所長之ヲ定ム

第二章 教科目及課程

第十二條 本科ノ教科目ハ修身、修養、工業數學、英語、國語、機械通論、電氣通論、材料及工

作法、用器畫及製圖、工場要項及工場危害防止、体操並ニ實習トス

第十三條 本科ノ修業期限ヲ四期ニ分ツ

其ノ授業時數左ノ如シ

第一期及第二期ノ授業時數

國語	約一五〇時間
工業數學	約一二〇時間
修身又ハ修養	約七五時間

機械通論

工場要項及工場危害防止

英語

材料及工作法

電氣通論

用器畫及製圖

合計

第三期

修身、修養及体操

基本的實習

第四期

修身、修養及体操

應用ヲ加味シタル實習

第十四條 研究科ノ授業時數左ノ如シ

修身、修養及体操

火造リ、熔接、焼入、精密機械工作、其他實習

第十五條 生徒ハ二回ニ分チ入所セシム

其ノ始業日及終業日左ノ如シ

機械通論	約一三〇時間
工場要項及工場危害防止	約一〇〇時間
英語	約一七五時間
材料及工作法	約一八〇時間
電氣通論	約一三〇時間
用器畫及製圖	約一四〇時間
合計	約一、〇九〇時間

每週三時間

每週四十八時間

每週三時間

每週四十八時間

每週三時間

每週三時間

每週三時間

四十八時間

入所順序	始業日	終業日
第一回	四月一日	翌年三月三十一日
第二回	十月一日	翌年九月三十日
第三回	學年授業日及授業時數	

第十六條 授業休日左ノ如シ
 一 祝日
 二 日曜日
 三 各期休業
 十二月二十九日ヨリ翌年一月四日迄

第十七條 授業時數ハ每週五十一時間以内トス
 第十八條 所長ニ於テ必要ト認メタルトキハ第十六條ノ授業休日及第十七條ノ授業時數ヲ變更又ハ伸縮スルコトヲ得

第十九條 入所、休所及終了
 一 品行方正、志操堅固ニシテ身体強壯ナル者
 二 高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ年齡滿十四歲以上滿廿五歲以下ノ者

第二十條 入所志願者ハ第一號書式ノ願書ニ出身學校長ノ卒業證明書又ハ修業證明書ヲ添付シ別ニ告示スル願書締切期日迄ニ之ヲ所長ニ提出スベシ

第二十一條 入所志願者ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ選抜試験ヲ行フ
 選抜試験ノ方法ハ所長之ヲ定ム

第二十二條 入所ヲ計可セラレタル百ハ一週間以内ニ保人二人ヲ定メ第二號書式ノ誓約書及戸籍抄本ヲ差出スベシ

第二十三條 保證人ハ二人トシ入所者ノ父兄又ハ之ニ代リテ身元引請ノ責ニ任ジ得ベキ者ナルベシ
 第二十四條 保證人ヲ變更シタル時ハ其ノ都度遲滞ナク届出ズベシ
 第二十五條 在所中病氣其他ノ事由ニ依リ長期間缺席セントスル者ハ休所セシムルコトアルベシ
 第二十六條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第三號書式ノ修了證書ヲ授與ス

第二十七條 退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事情ヲ詳具シ所長ノ承認ヲ受クベシ
 第二十八條 左ノ各號ニ該當スル者ハ之ヲ退所セシム

- 一 操行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者
 - 二 身体虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者
 - 三 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナサ者
 - 四 正當ノ事由ナクシテ屢々缺席シタル者
- 第六 章 授業料及學資

第二十九條 授業料ハ之ヲ徴收セズ
 第三十條 生徒ノ修學ニ要スル費用ハ自辨トス

第三十一條 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ者ハ所長之ヲ褒賞ス
 第三十二條 不都合ノ行爲ヲナシタル者ハ其ノ情狀ニ依リ之ニ懲戒ヲ加フ
 其ノ種類左ノ如シ

第三十三條 謹 慎 停 所 除 籍
 本所所屬ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者アルトキハ其ノ情狀ニヨリ相當ノ辨償ヲナサ
 シムルコトアルベシ

第八 章 附 則

第三十四條 本則施行ニ必要ナル細則ハ所長之ヲ定ム
 第三十五條 本規則ハ公布ノ日ヨリ施行ス

第一號書式

入 所 願

受付
番號

番 號		本		氏 名	生 年 月 日	原 籍	現 住 所	現在又ハ卒業學校名
第一志望	第二志望	年	月					
科	科	大正	年	月	日	縣府 郡市	縣府 郡市	縣府 郡市
						町大字	村大字	小學校
						番地	番地	

昭 和 年 月 日	入 學 許 可 ノ 通 知 所	者 職 離	權 現 住 所	親 氏 名	入 志	
					望 第 二 志 望	望 第 一 志 望
鳥取縣立機械工訓育所長	受	親權者ト 本人トノ 續柄	縣府 郡市	村町大字	番地	科
						科
殿	右	親權者 後見人 親戚 氏名印				

00463

第二號書式 (用紙美濃紙)

印紙

證書

本籍

現住所

族稱

職業

戶主又ハ誰子弟

生年月日

右ハ今般御所へ入所許可相成候ニ就テハ私共其監督ノ責ニ任シ猥
リニ退所轉所致サセ間敷且ツ本人御所在所中ハ勿論卒業シタル後
タリトモ在所中ニ係ル事件ハ一切引受可申候仍テ保證如斯候也

昭和 年 月 日

本籍

現住所

府 市
縣 郡
縣 郡
縣 市

町 大字 番地
町 大字 番地
村 大字 番地

00464

族稱 職

正保證人氏

親權者 (後見人又ハ親族)

生年月日

本籍

現住所

府 市
縣 郡
縣 市
縣 郡

町 大字 番地
町 大字 番地
村 大字 番地

族稱 職業

副保證人氏

生年月日

鳥取縣立機械工訓育所長 何

某殿

第三號書式

卒業證書

族稱

生年月日

本所規定ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘヨリ仍テ之ヲ證ス

昭和 年 月 日 鳥取縣立機械工訓育所長 位 勳爵 氏

名 印

告示

鳥取縣告示第五百三十六號

日野郡日野村本郷耕地整理組合設計書變更ノ付認可セリ

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事

副

見

副

雄

鳥取縣告示第五百三十七號

鳥取縣令第八號鳥取縣肥料配給統制組合規則第二條ノ昭和十五年第一期ニ於ケル名稱別所要見込數量ノ申告期ハ昭和十四年九月十五日迄トス

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣告示第五百三十八號

昭和十四年八月十五日鳥取縣令第十九號第一條ニ依ル検査ヲ要スル品目左ノ通指定ス

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

機械器具

鳥取縣告示第五百二十九號

穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アタリ

昭和十四年八月二十五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

囑託調査員氏名	解 囑 者	擔當課查區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年 月 日
沼田 敬一	細田 周一	米子市住吉區	米子市役所	昭和十四年八月二十三日

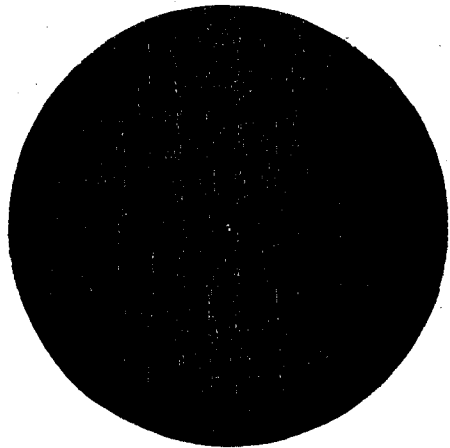
正誤

昭和十四年八月十五日公布鳥取縣令第十九號附則左ノ通正誤訂正ス

本令ハ昭和十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

事變特報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙

報

第十八號

鳥取縣公報

每週日發行
火金曜日發行

(休日ニ當ル
時ハ翌日)

(昭和拾四年八月廿五日
第千五百十八號)

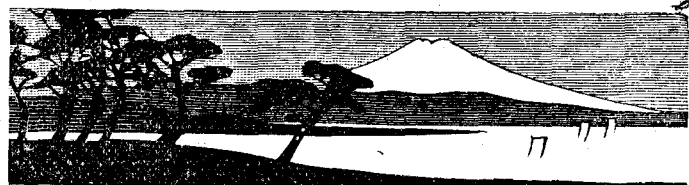
(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

一三

目次

興亞奉公日の設定	(時局課) 一五頁
船員保険法の解説	(商工水産課) 二一頁
支那事變從軍記章	(社寺兵事課) 二三頁
受註幹旋品の検査規則に就て	(商工水産課) 二五頁
物價調整協力は國民の義務	(同) 二六頁
忠靈顯彰事業	(社寺兵事課) 三〇頁
戦時下、出水期に於ける	(土木課) 三二頁
水防に就て	(土木課) 三六頁
輝く忠魂の家に表彰狀傳達	(社會課) 三八頁
昭和十三年全國壯丁學力程度	(社會教育課) 三八頁
第八次滿洲農業移民本隊	(社會課) 四四頁
募集要項	(社會課) 四六頁
全村金買却に参加の多里村	(時局課) 四七頁
渡滿學齡兒童の携行品	(學務課) 四七頁
政府への金買却者(承前)	(時局課) 四八頁

乗切非常時 正しき選舉



興亞奉公日の設定

内閣告諭發せらる
 八月十一日、内閣總理大臣より左掲の如く興亞奉公日設定について告諭が發せられ、同日の官報號外を以て發表せられました。

内閣告諭

支那事變勃發以來茲ニ二年有餘、稜威ノ下皇軍將兵ノ勇戰健闘ト、軍後國民ノ協力戮力トニ依リ、未曾有ノ戰果ヲ獲得セリ然レドモ事變ノ推移ニ善處シ、國際政局ノ情勢ニ對應シ、此ノ時艱ヲ克服シテ聖戰所期ノ目的ヲ貫徹シ、以テ東亞新秩序ノ建設ヲ完成センガ爲ニハ、更ニ國民精神ノ昂揚ト

國家精力ノ發揮トニ俟タザルベカラズ。是レ長クモ 聖勅ノ既ニ諭シ給ヘル所ナリ。全國民宜シク 勲旨ヲ奉體シテ、奉公ノ誠ヲ效スベキナリ。

願フニ國民精神總動員ハ、事變勃發直後ヨリ實施セラレ、各自相競ウテ盡忠報告ノ精神ヲ振起シ、之ヲ日常ノ業務生活ノ間ニ實踐シ來レリ唯夫レ今後局面ノ益々重大ナルベキヲ豫想スレバ、國民精神總動員モ亦之ニ即應シテ更ニ一層ノ強化ヲ必須トスベシ。是レ曩ニ其ノ新展開ニ關スル基本方策ヲ決定シテ、全國民ノ決意ヲ新ニシ、銳意之ガ實效ヲ擧ゲンコトヲ期シツツアル所以ナリ。因テ茲ニ國民精神總動員委員會決定ノ趣旨ヲ採擇シ、毎月一日ヲ以テ興亞奉公日ト定メ、之ヲ恒久實踐ノ源泉タラシム。是ノ日既チ全國民ガ特ニ戰場ノ勞苦ヲ想ヒ、自肅自省的確ニ之ヲ實際生活ノ上ニ具現シ、一億一心、興亞ノ大業ヲ翼賛シ、以テ國力ノ増強ヲ圖リ、強力日本ノ建設ニ邁進スルノ日タリ。全國民必ズヤ克ク此ノ趣旨ヲ諒トシ、小ナル實踐モ之ヲ

積ンデ大ナル目的ニ致達セシメ、傳統的精神力ヲ集結シテ、國家總力ノ發揮ニ努メ、以テ
御旨ニ奉對スル所アラン。是レ本大臣ノ深ク全
國民ニ期待スル所ナリ。

昭和十四年八月十一日

內閣總理大臣 平沼麒一郎

從來內閣告諭は滅多に發せられた事は無いのでありまして、事變勃發直後國民精神總動員の實施されるに當つて發せられたのであります。が、今回この興亞奉公日設定を期として、特に內閣告諭を發せられました所以のものは、今後の重大時局に對處して國民精神總動員の力強い展開を要するからであります。

興亞奉公日設定の趣旨

八月八日閣議によつて「興亞奉公日設定に關する件」が決定せられたのであります。その趣旨によると、

當日全國民ハ舉ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅自

省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興亞ノ大業ヲ翼賛シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效シ強力日本建設ニ向ツテ邁進シ以テ恒久實踐ノ源泉タラシムル日トナスモノトス
とあります。

支那事變は尊き 御稜威の下に皇軍將兵の勇敢な奮闘と銃後の國民の協戮とによりまして、赫々たる戦果を納めつつあるのであります。一面時局は益々推移進展しまして、國際政局の情勢と東亞新秩序建設の大業とは、彌々國民精神を昂揚し國家の總力を發揮し、堅忍持久して邁進しなければならぬ形勢にあるのであります。

依つて今後毎月一日を以て興亞奉公日と定め國民全部實際生活を緊張して奉公の誠を效し、しかもこれを以て恒久實踐の源泉たらしめやうとするものであります。

戦線の勞苦を偲べ

今、事變以來ここに三年、吾等郷黨の勇士達

炎暑・酷暑・窮乏・瘴癘の中に生命を賭して奮闘しつのであるのであります。其の幾大かは既に傷痍を受けて不具となり、或は戦場の華と散つて英靈と化した幾人かもある實情であります。郷にある吾々國民は緊張の上にも緊張し、進んで困苦に堪へ缺乏に克ち、たとひ生活に餘悠があればとて戦線將兵の苦難を偲びて自ら抑へ、嚴肅闊達なる氣分の下に日本精神を如實に顯現して之を實際生活の上に具体化しなければなりません。假にも自制を忘れ緊張を缺いた生活をして居ては戦線にある勇士達に對して相濟まぬ次第であります。

毎 月 一 日

興亞奉公日は毎月一日と定められてゐます。一日といふ日はわが國では特に朝早く起きて神社にお詣りするとか、家庭でも赤飯をたいて心を新たにするとか、或はその月の計を立てるとか農家や商店でも公休日にするとか種々意義の深い日であります。現に工場等でも一日には國

旗を擡揚したり揃つて神社に参拜したり、或は集合訓話をしたりしてゐるのも多いのであります。従つて興亞奉公日を毎月一日とせられた事は甚だ有意義のことと思ふのであります。しかしこの奉公日を一日とは定められて居ますが、これは決してその一日だけやればよいといふ譯のものではありません。これを以て恒久實踐の源泉たらしめねばならないのであります。所謂「一日坊主」「三日坊主」であつてはならない、つまり興亞奉公日にやつたことは將來も續けてやつて行くといふ趣旨で毎月一日に大いに油をかけやうといふのであります。

自發的實踐

國民精神總動員委員會でこの議題が審議せられた當時、最初の案には「國を擡げて一切の歡樂場を休業せしめて酒なし日とすること」と意見があつたさうであります。いよ／＼決定に際しては國民の自覺的實踐となつたのであります。即ち考へ方としては「統制力による享樂の

廢止が無ければ徹底ができない」といふ考へ方
 と「かういふことはあくまで自發的でないなら
 ならない」といふ考へ方と二通りあるわけであ
 りますが、徒らに強制力を用ひて國民の業務ま
 たは生活を脅かすといふことは固より好ましい
 ことでなく、あくまで自發的であり自肅自省の
 結果に期待したいといふことになつたのであり
 ます。

奉公日の實踐事項

閣議で決定になつた「興亞奉公日設定ニ關ス
 ル件」によりますと、實施項目は次のやうに定
 められてあります。

取り敢へず國民精神總動員委員會決定ノ「國
 民生活綱要」ノ趣旨ノ遵守勵行。但シ地方ノ實
 情ト對策ニ應ジテ項目ニ於ケル多少ノ増減變
 更ハ差支ナク、且ツ右ノ實施ニ關スル具体的
 方法ハ地方ニ於テ夫々其ノ實情ニ即シ適宜之

ヲ定ムルモノトス
 即ち「國民生活綱要の趣旨の遵守勵行」が興亞
 奉公日に於ける全國民の實施項目なのでありま
 す。

委員會決定の「國民生活綱要」とは

- 1 早起勵行
- 2 報恩感謝
- 3 大和協力
- 4 勤勞奉公
- 5 時間嚴守
- 6 節約貯金

7 心身鍛鍊

の七項目であります。そしてこれは地方の實情
 或は對象に應じて適當にきめられ、またその具
 体的な實行細目もそれ／＼實情に即應するやう
 きめられてよいことになつてゐまして、即ち地
 方實情即應主義により地方色を出して決定され
 ることになつてゐるのであります。

本縣の實踐要項

本縣では去る八月二十二日を以て鳥取縣公報
 第一〇五七號掲載の告諭を發せられ、左の通り
 その實踐要項を定められました。縣民各位はこ
 の興亞奉公日設定の趣旨を體してその實踐に努
 められん事を冀望して止まない處であります。

一、趣旨

當日縣民ハ學ツテ戰場ノ勞苦ヲ偲ビ自肅、
 自省之ヲ實際生活ノ上ニ具現スルト共ニ興
 亞ノ大業ヲ翼賛シテ一億一心奉公ノ誠ヲ效
 シ強力日本建設ニ向ツテ以テ恒久實踐ノ源
 泉タラシムル日トス

二、名稱

興亞奉公日

三、日

毎月一日

四、實踐項目

大体ニ於テ左記事項ヲ實行スルコトシ特
 ニ地方事情ニ即應スル適當ナル項目ヲ定メ
 市町村ニ於テ實踐スルコト

- (一) 黎明ヲ期シ縣民一齊ニ起床スルコト
- (二) 縣民舉ツテ神社、學校其ノ他適當ナル場所ニ集合シ宮城遙拜、默禱、祈願、國旗掲揚萬歳三唱等ノ行事ヲ爲スコト
- (三) 護國ノ英靈ニ感謝ヲ捧ケ戰歿勇士ノ墓參、墓地ノ清掃ヲ行フト共ニ前線將士ニ慰問文又ハ慰問袋ヲ送り傷痍軍人ヲ見舞ヒ出征軍人遺家族ヲ慰問必要ニ依リ同家庭ノ農事其ノ他家事ノ手傳ヲ爲スコト
- (四) 戰場將士ノ勞苦ヲ憫ビ特ニ緊張シ各自ノ業務ニ精勵シ勤勞倍加ニ努ムルコト
- (五) 神社、公園、道路河川其ノ他公共施設ノ愛護保全ニ努ムルコト
- (六) 會合、集會等ニ於ケル時間ノ勵行ヲ期スル

- コト
 - (七) 節約ヲ旨トシ貯蓄ヲ實行スルコト
 - (八) 体操其ノ他ノ運動ヲ行ヒ心身鍛鍊ニ努ムルコト
 - (九) 男子學生、生徒及徴兵適齡迄ノ者ハ短髪ヲ實行スルコト
- 五、實 施
- 昭和十四年九月ヨリ實施シ事變中之ヲ繼續スルモノトス

捨てれば廢品

活かせば資源



船員保險法の解説

設置の理由

我が國海運業の振否は國力伸展に至大の關係を有する。我が近年の海外貿易額は毎年五十億圓の巨額に達してゐるが、四面環海の我が國にありては之が輸出入は悉く海運の力に俟たねばならない。そののみならず海運自体の收入が約二億圓の受取勘定にあるのだから、國際貸借から云つても看過出来ないものである。更に商船は戰時に於ては或は假裝巡洋艦となり、或は軍隊軍需の輸送に當る等その任務の範圍は實に廣汎である。

然るにこの重要な事業に従事する船員は、其の勞務及び生活に於て種々特殊な事情にある。

第一に船員の地位は不安定である。即ち船は一般に乗組むことを要件とするから、屢々航海の終了毎に其の地位を失ひやすいし、又冠婚葬祭等が失職の原因となり易い。第二に勤務が甚だ過激である。航海中は充分の休養がとり難く、殊に天候の關係上晝夜を分たず勞務に服する場合が多い。従つて健康を害する者が多く結核罹病率の如きも常に一般に比して高率になつてゐる。第三に勤務が過激な結果退職年齢が低い。中でも機關部員の如きは四十歳乃至四十五歳位になると最早勞務に堪えないと云はれてゐる。第四に退職後に於ては、陸上生活の經驗に乏しい關係上就職の機會が少く、老後生活が困難になる者が多いのである。

このやうな状態である爲、船員を保護し海運國策の發展を期する爲本年に至つて職員保險制度と共に本法の制定を見るに至つたものである。

制度の内容

一 被保險者

被保険者は「強制被保険者」と「任意繼續被保険者」の二種である。

本保険は船員の特殊事情に基いて特に一般の勞務者とは別にこの制度を創設せられたのであるから、その適用範圍は明かに限定されてゐて職員健康保険のやうに任意包括と云ふやうな加入制度は設けられてゐない。

(1) 強制被保険者

船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員(船長及海員)であつて、船員保險法施行地に船籍港を定める船舶に乗組む者を以て強制被保険者とする。

但し左に掲ぐる者は除外される。

- (一) 船舶所有者に雇傭せられぬ者(例へば船主自ら船員として乗組んず場合)
 - (二) 官吏又は待遇官吏(俸給給料を受けざる者を除く)
 - (三) その外勅令を以て指定する者
- との勅令を以て指定さるゝ見込の者は、一定

- 範圍の漁船乗組員等であるが、これ等については今後に於て決定されることとなつてゐる。
- 又、船員法第一條に規定する船員に限定されてゐる結果、左の如き者には適用されない。
- (一) 總噸數二十噸未満又は積石數二百石未満の船舶に乗組む者
 - (二) 端舟その他櫓權のみを以て、又は主として櫓を權以て運轉する舟
 - (三) 湖川、港内及船舶安全法施行規則に依り特に定められた沿岸區域を航行する船舶に乗組む者
 - (四) 船内の通信官署に勤務する者
 - (五) 母船式漁業に従事する母船に乗組み、専ら漁撈若は漁獲の加工其の他の處理又は之に關する事務に従事する者
 - (六) 教習船に乗組み教習を受くる者
- (2) 任意繼續被保険者

本制度では、養老年金を受け得るは十五年以上被保険者たる事を要することとなつてゐるから、相當期間被保険者たりし者が十五年未満で退職した場合、本人の希望により一定期間被保険者資格の繼續を認めて年金受給資格を取得させる爲に設けられた制度で、この被保険者たり得る資格條件は十年以上被保険者たりし者であつて、任意繼續の期間は年金受領資格を得るまでとなつてゐる。

二 保 險 者

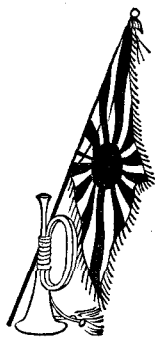
本保険の保険者は政府であつて、勞働者健康保險や職員健康保險のやうに自治的經營即ち組合を認めてゐない。

それは

- (一) 本保険は主として養老年金等長期の保險であつて資金の造成を必要とするから、保險者が多數存在することは被保險者が移動した場合、繁瑣な問題を生ずること

- (二) 繼合制を認めると資金の管理上不確なるを免れないこと
 - (三) 船員は常に移動するものであるから、政府のやうに全国各地に現業機關を有する者でないといふ保險給附の圓滑な實施を爲し得ない
- 等の理由に依るものである。

x x x



支那事變從軍記章

支那事變從軍記章が制定せられた。聖戰に三年、わが皇軍の陸海空各戰線に於ける世界戰史空前の成果は北・中・南支に輝かしい興亞大

業の礎石を築いて居るこの聖戦に従軍し赫々たる武勳をたてた陸海軍將兵を初め、軍屬その他一般軍務關係者に對する従軍記章の制度は、畏きあわりの御裁可を仰いで七月二十七日勅令第四九六號「支那事變従軍記章令」並に閣令第十一號「支那事變従軍記章授與規程」の公布によつて制定せられたのである。左にこの名譽ある従軍記章の圖式とその説明を記す。

圖式

章 青銅圓形徑三糎、表面に菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及光の圖を鑄出し、裏面に山、雲、及び波の圖を鑄出し、支那事變の四字を識す
裝版 青銅とし、表面に従軍記章の四字を識す
鈕 青銅とし、表面及裏面に日蔭蔓の圖を鑄出す。

綬 織地幅三糎六耗とし、中央赤色、其の左右内側より各紅色、香色、納戸色、濃桔梗色とし、緯糸は白色とす。
支那事變は滿洲事變と相關聯する性質その

記章もこれと二部作にして、滿洲事變の記章に神武天皇御東征の「靈鷲」を配せられたのに對して今回ののは「八咫鳥」を用ひられた。共に神の導くまゝに進む皇國の正義を軍を象徴するもの軍旗、軍艦旗は陸海軍の燦然たる戦蹟を讃へると共に、日清日露兩戰役従軍記章の圖案の傳統を復活したものである。

記章の裏面の山・雲・波は陸海空軍の協力並に「海ゆかば水漬く屍山ゆかば草むすかばね大君の邊にてそ死なめかへりみはせじ」と言ふ國軍草創よりの大精神を表象するものであり、山と雲との文様は古鏡により、波の紋様は上代太刀の鞘の文様より取材されてゐる。
釣金具の「あめのひかげのかづら」は古事記の天の岩戸開きにあらはれてゐる瑞草で、我が國大典に用ひられる由緒深い草である。
綬の色は、中央の赤色は忠誠、紅色は戦闘、香色は戦場たる大江、大河の横はる山川、納戸色は大空、桔梗色は海の意を現はし、同時に戰場に於て陸海軍の勳、空からの制空權の掌握、

今次事變の特色たる海軍の支那本土に對する海上よりの完全封鎖を表現してゐる。そして平和の象徴たる白色を緯糸とし以て聖戦支那事變の大本願を顯現してゐる。

さてこの支那事變従軍記章は事變勃發以來興亞の大業に加はり、前線に後方に聖戰目的貫徹の爲に必死の健闘をして既に興亞の礎石として祀られた護國の英靈は勿論、現に現地に奮闘してゐる軍人軍屬を始め、軍務を補助し特に功績ある者、又は計可を得て従軍した者に對し詮議の上授與せられることになつてゐる。

x x x

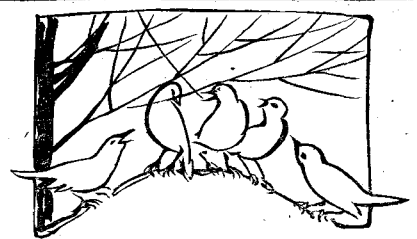


受註幹旋品の

検査規則に就て

非常時下に於ける受註幹旋品は、縣管給付施行後にはあらざれば之を軍部發註廳に納付や輸出向としては取扱はれ得なかつたのであつてこの検査は從來から行つてゐたが、今後も行ふことに變りはないのである。從來はその検査の手續料は寄附金として受註品に對する價格の百分の二を縣に寄附せしめてゐたのであるが本月十五日縣令第十九號で鳥取縣受註幹旋品検査規則が公布せられたので、爾今この規則によつて受註幹旋品は凡て検査を受くるにあらざれば之を納入し得ざることとなりその手續料は製品に對する收入價格の百分の二に相當する額を縣に納付することとなり、來る九月一日から實施せられるのであるが、製品の種類、受註者の狀況、その他特別の事由あるものに對しては、検査手續料を減免せられることがある。

x x x



物價調整協力は

國民の義務

(一) 物の相場はお互がつくる。

物價を調整する爲に政府は物貨委員會と一体となつて今

日まで色々な方法を考へて、それを順次實行してゐることは皆様よく御承知の通りであります。然し政府や物價委員會が如何に力瘤を入れて大童になつて活躍した處で、國民の一人々々が政府のやり方について協力して行くといふ心構を持つてゐるでなければ、物價調整といふ重大な仕事は決してうまく行くものではありませぬ。これは何故かといへば、毎日時々刻々に物價をわくつて行くものは、ほかでもない國民一人

々々であるからです。また大部分の國民は、種類と程度の差こそあれ毎日時々刻々にほごかの物資の生産なり配給なりに携つてゐるのです。その爲め物を賣る、物を買ふといふことが毎日繰り返かへし實行されてゐるわけです。そして物價といふものはこの賣買によつて取りきめられて行くのです。

實はこんなことを事新しく説明するのはむしろおかしい位のもですが、國民の一部には、物價政策などは政府のやることで、國民の知つたことではないといふ風に、極めて冷淡な態度をとつてゐる者が間々あるのであります。かういふ考へを持つてゐる人々が、往々無意識の中に政府の物價政策と相容れないやうな行爲をやるといふ事實がしばしばおこるので、特にこの事を強調したわけです。

(二) 物價騰貴はお互の損

物價騰貴が甚しくなれば、——中には

一時的に儲ける人もあらうが——これは結局國全体の經濟組織を破壊するものであり、一時儲けたものもつまりは又損をしてしまつて、要する處國民全部が困り、苦しまなければならぬ目にあふことは、今日既に多くの人はよく知つてゐることを思ひます。

世界大戰の時ドイツに現はれたやうな猛烈な悪性インフレーションが、わが國にも起きるかどうかといふ不吉なことは豫想したくもないしまた豫想すべきことでもありません。しかし物價を騰り放しに放任して置けば、ドイツほどではないにしても、どかく相當の悪性インフレーションに見舞はれるだらうといふことは、今日識者の殆ど一致した意見です。

ところがこの物價騰貴を押へて悪性インフレーションを防ぐためには、時々刻々賣方として或は買方として、物の値段をつくつて行くといふ仕事としてゐる國民の一人々々が、さういふ心持ちにならなければなりません。かう考へて來ると、政府が實行した實行しやうとしてゐ

る物價調整の政策に協力するといふ事は、國民の義務といはなければなりません。義務！しかも重大な義務です。

新東亞建設、東亞永遠の平和の確立、かう云ふ立派な事業もわが國の國民經濟組織が破壊してしまつたのでは、決して遂行できるものではありません。どころで國民の經濟組織の破壊を防止し、その健全なる發達をはかる爲には、物價の調整といふことが何よりも重要かつ急務なのです。物價調整に對する國民の協力は、義務も義務實に聖なる義務なのであります。

(三) 物價調整に協力すること

物價調整に協力することが國民の義務であることは前に述べた通りであります。それではこの義務を遂行するといふこと、つまり實際に物價調整に協力するとはどういふことかと云ひますと、

第一に物價騰貴を惹起するやうな行爲をしない

といふことです。

物價か騰るのは根本的には物の需要と供給との釣合が破れて供給に對する需要が多くなるためです。

そこで物價騰貴を惹起するやうな行爲をしないためには、先づ國民が消費を節約することによつて、需要を減らすといふことです。もしも供給が減つただけ消費が減るといふ風に消費節約が徹底的に行はれたならば、およそ物價騰貴などと云ふ現象は起るはずはないのであります。消費節約は實際問題として徹底的に行ふといふことは色々の事情から見ても困難なことでありませんが、この點が物價調整の一番大切な點であることは、深く肝に銘じて置く必要があります。

次に供給の側から、需要に合ふやうに出来るだけ供給を増すといふことです。しかし只今の戦時状態ではこれが出来がたいことは度々記した通りであります。現在としては配給を圓滑にして一とどころに溜つてゐるものを國民全般に具合よく流すといふこと代用品を製造

するといふこと位のものです。第二には物價調整施設を破壊するやうな行爲をしないといふことです。

物價調整施設はいろ／＼ありますが、その中で大きいものは物品販賣價格取締規則といふ商工省令に基いて實施せられてゐる「公定價格制度」や、暴利取締令に依つて實行せられてゐる「正札制度」です。これ等の違反者に無論法規によつて處罰せられますが、最も大切なことはさう云ふ違反者が出ないといふことです。

以上述べた處で物價騰貴を惹起するやうな行爲や物價調整施設を破壊するやうな行爲をしないといふことは、政府の物價調整施設に對する國民の義務であることはおわかりの事と思ひますが、尙これだけでは國民の義務が十分果されたとはいはれません。即ち、第三に、國民の各々が物價調整といふこの困難な事業の效果達成に進んで寄與するといふことです。

如何に政府が眞剣な努力を拂はうとも、國民が政府の方針に對して冷淡であつたり、無關心

であつたりしては決してその效果を達成出来るものではないと云へません。この際何よりも緊要なことは、國民の各位が政府と一緒に積極的に物價調整といふ大事業をやつてのけるんだといふ決心を持ち、かつそれを着々實行して行くといふことです。いろ／＼な制度もさまざまな施設も、政府がやれといふから仕方なしにやるんだといふのでは、本當にいい効果が生れないことは斷るまでもないでせう。

(四) 好景氣と國民

世間にはよくこんなことを平氣でいふ人があります。「商賣人には物が高くなつて呉れさへすれば儲かるんだ。物價が高いのは景氣のいい證據だ。」と。なるほどこれには確かに一面の理屈はありませう。また普通の場合には物價の高い時は好景氣のときであるし、物價の安いのは不景氣の現はれであります。しかし現實に、國家が戦争してゐる爲に軍需品がたくさんいるや

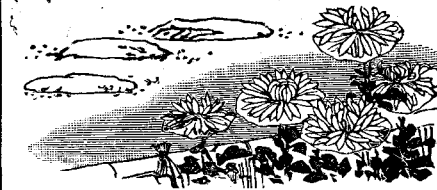
うになり、延いて物の需給關係が窮屈になつて物價が上るといふ現在のやうな事情の下に、これを手放しに樂觀してゐると、いくら國が大きい豫算を組んでもそれで軍需品を賄いきれなくなつて、戦争の遂行に重大な支障を來すばかりでなく、海外の物價に比べてわが國の物價が獨り割高となり、自然輸出が衰へて來て國際經濟の根本がくづれて來ることになります。かうなつて來ると今いい氣持になつて儲けてゐても、若しも悪性インフレーションが現れるやうなことがあつたら、それを元も子もなくなくなつてしまふといふ、恐るべくかつ悲むべき結果になるのです。

物價騰貴の初期には特定の商品だけ高くなつて、他の品は安いといふやうなこともありませんが、やがて全部の商品が高くなつてしまふものです。製造業者等が製作物が高くなつて大いに儲かるなどと悦に入つてゐる間に、原料や材料が高くなる、運賃も上る。職工の賃金も上げねばならぬといふわけで、結局儲けは以前と變ら

ぬか、或は却つて少くなるといふ破目に陥るの
です。その上今日儲けた百圓の値打が明日は八
十圓になり明後日は六十圓になるといふこと
なるので、目先の利益を追ふのに汲々として
あると、いつのまにか抜きさしならぬ事になつて
しまふのです。

物價の調整に對する協力が、その職場の如何
にかかはらず國民全体の義務であることが痛感
されます。

忠靈顯彰事業



今回外務・内務・陸軍・海軍・拓
務・更生六省の認可を得て、財
團法人大日本忠靈顯彰會が組織
せられ、去る七月七日、事變二
周年の日に當り、畏くも 秩父
・高松兩宮殿下の臺臨を仰ぎ奉
りて發會式が舉げられた。

本會の事業は
一、皇軍主要會戰地に於ける忠靈塔建設に對
する助成並に之が維持及び祭祀
二、内外地に於ける忠靈塔等建設に對する助
成及び指導
三、其の他の忠靈顯彰事業

を行はうとするものであつて、昭和十四年度に
於て三百五十萬圓の寄附金を募集し、本部、直
接事業として戰地に忠靈塔の建築助成をなし、
外に道府縣其の他の地方に於ける忠靈顯彰事業
に對する助成及び指導、其の他の忠靈顯彰事業
をなすものである。近頃新聞紙上にある一日戰
死献金運動はこれに對する寄附行爲であつて、
内閣各大臣始め各方面でもこの献金運動に參加
せられて居り、去る七月二十四・五兩日の縣下
市町村長會議でも縣からその設立趣旨を印刷配
付して一般の寄附參加を希望してゐる次第であ
る。

× × ×

忠靈顯彰の方法については從來、國神社、護
國神社、忠魂碑、記念碑、忠靈塔、忠靈館等種
々な顯彰施設があつて、靖國神社に於ては畏れ
多くも

天皇陛下の行幸を仰ぎ、皇族殿下を初め奉り國
民全部の崇敬奉祀を受けられるのである。

護國神社は今春まで各府縣招魂社として、そ
の府縣の忠靈を奉祀せられてあつたのであるが
本年四月これを統一せられて護國神社と改めら
れたこと既記の通りである。

忠靈碑、記念碑等は各市町村に建設せられて
郷土一般崇敬の集るところであり、忠靈塔は旅
順、奉天、新京、ハルビン、チチハル等の各所
の實戰地に建立せられて千古に輝く忠靈の偉勳
を海外に宣揚してゐること皆人の知るところで
ある。

一面忠死者の遺骨は陸軍に於ては盛大なる母
隊の慰靈祭の後、分骨は各衛戍地の陸軍墓地に
納められ、その他は市町村葬後遺族に渡され、
海軍では各所屬の鎮守府で合同葬を行ひ、次い

て市町村葬の後遺族に渡されて、遺族は之を自
己祖先の墓所に埋葬するのであるが、現在のや
うに各自の寺や山腹や、自宅内や街道に面した
所等に各個人毎の墓を建てて置くのでは、永久
に市町村民がその忠靈に對する崇敬顯彰の誠を
效す上に於て困難且不充分であると考へねばな
らぬ。須らく市町村毎に合同の墓碑を造り、墓
碑前に廣場を設けて祭典を行ひ多數參拜できる
やう設備すべきであると思はれる。市町村葬後
遺骨を家族に渡したら後は關知しないと云ふや
うなことは間違つてゐる。どうしても市町村と
しての祭祀を永久に行ひ得るやうにすべきであ
らう。

忠靈に對して國民全部が赤誠を以て奉仕し、
滅私奉公した忠靈の心を體して吾々國民も戰死
したつもりで一日分の所得を献金奉仕すれば、
この種の事業の完成はさう困難ではないのであ
る。今回創設の財團法人忠靈顯彰會も即ちこの
意味によるものである。

00487



戦時下出水期に於ける

水防に就て

今次の支那事變が武力の戦争であり又物資の戦争であることは言を俟たないことについては既に度々本報に記した所である。即ち日本が戦争に勝つと云ふことは即ち日本の物資が最後まで持續し得るか否かにかかるのである。

政府は長期建設に對處する物資の供給方策に凡ゆる努力を拂つてゐるのであつて、臨時資金調整法も資金の統制によつて物資の調整を圖らんとするのであり、農林水産物増産計畫も又各種生産力擴充計畫も皆この物資確保にあるのであつて、實にこの物資の確保及開發は現下の喫緊重要事で、これによつて始めて最後目的たる新東亞の建設は樹立せられるのである。

この戦時体制下に於て本縣でも、府の方策に

基き、農林水産物の増産に對し官民一致非常な力を入れてゐるのであるが、本年は未曾有の旱魃が續き農村の慘狀は所によりては誠に目の當てられぬものもあるのである。この様な年には又出水も憂慮せられるのであつて、その季節も切迫してゐるのである。早魃で農村は容易ならぬ困苦を嘗めてゐるのに若しこの上風水害にでも遭遇せんか、その慘害は實に計り知るべからざるものがあり、延ては農林水産物増産にも影響を來して折角の計畫も遂に水泡に歸することになるのである。尙被害の状況によつては堤防道路の決潰橋梁の流失等によつて非常時の重要物資を滅失消耗することとなる、由來本縣は全國でも稀有の水災縣として出水毎に激甚なる被害を蒙つてゐることは縣民の齊しく周知のことである。縣ではこの出水に直面して水防に關する注意を喚起し豫防準備の完璧を期することとなつたがその事項は次の如くである。

一 土木に關する事項

(一) 左記水防材料を適當に準備し置くこと

玉石、繩、針金、空俵、筵、丸太、竹、鶴嘴、鋤、スコップ、斧、鋸、鎌、提灯

(二) 出水の候あるときは警報を發し水防員の募集を迅速ならしむる様豫め指示訓練をなすこと

(三) 河川にして堤防護岸等破壊の候ある箇所は豫め調査し適當に措置を講し置くこと

二 耕地に關する事項

(一) 災害復舊工事に關する注意

(イ) 井堰其の他の工事にして工事中水害を蒙る虞あるものは己むを得ざるものの外工事着手を出水期後に延期すること

(ロ) 既に工事中のものは極力其の完成を急ぐこと

(ハ) 常に氣象通報に注意し豪雨出水の虞ある場合は災害を未然に防止する應急措置を

講ずること

(一) 溜池餘水吐に雜草、竹木等繁茂して通水能力を阻害するもの及堰板又は土俵等を以て餘水吐を堰き上げあるものは速に之を取除き以て出水の場合餘水吐の最大能力を發揮せしむること

(二) 本年の如き稀有の旱天連續の場合には往々にして溜池堰堤内外法面に龜裂を生じ續て降雨あるときは雨水之より浸入の結果外法面より滑脱を始め遂に決潰を來したる實例尠からず殊に在來の溜池の如く法勾配の急なるものは頻る危険最も多きを以て堰堤に於ける龜裂の有無を精査し斯る箇所を發見したるときは速に適當の修理を施すこと尙其の修理方法に付ては本縣耕地課員の指導を受くること

(三) 用水假堰其の他河川の出水を阻害する虞ある用水假施設を設けたるものは灌漑上必要無きに至りたる時は遲滞なく之を撤廢する

00488

こと、但し本年旱害應急施設として施行したるものは其の施設に付豫め本縣耕地課派出所長の認定を受くること

(五) 用水樋門に不完全の點なきや之を檢査し其の不完全なるものは修理を施し出水時完全閉鎖に支障ならしむること

(六) 用水路附帶餘水吐は溜池の場合と同様障害物除去に留意すること

(七) 用水路の堤塘不完全にして出水の際決潰の虞れある箇所は速に之を修理すること

三 林野に關する事項

(一) 旱害其の他の爲林地に龜裂を生ぜる箇所は豪雨に際し崩落の虞あるを以て龜裂箇所に対しては地元民をして粘土を填充せしむるの外適當の措置をなさしめ置くと共に豪雨の際は常に警戒を怠らず被害を最小限度に止むること

(二) 荒廢林地復舊既設工事にして修の要ある

もの若は旱害の影響を受け水路工、空積工谷止等豪雨のため流出の虞あるものに付ては地元保護組合若は利害關係者をして適當の措置を講せしめ萬一の場合に備ふると共に豪雨の際は常に警戒を怠らず被害を最小限度に止むること

(三) 遊水林

地元管理者に於て水抜其の他設備に對し適當の措置を怠らず其の機能を充分發揮せしむること

(四) 木材

(イ) 伐採せるもの及現に伐採中のものは九月月上旬迄に山地の流出の虞なき箇所に集積するか若は貯木場其の他安全なる箇所に搬出を了すること

(ロ) 製材所其の他の箇所に搬出又は集積せるものと雖も流出の虞ありと認めらるるものは安全なる位置に積み替せしむること

(ハ) 今後伐採に着手せんとするものにして

(イ) の措置を爲し得る見込なきときは可成中途にして伐採を中止若は九月上旬以後に伐採に着手せしむること

四 農産物其他に關する事項

(一) 農作物水害豫防対策

1 排水路に注意し滯水せしめざることを用排水路の雜草類を除去し水の流れを可良ならしむること

3 稻田雜草の繁茂著しきを以て除草を十分に行ふこと

4 畦畔の雜草を刈取り置くこと

5 藁稈類を水田附近に堆積せざること

6 病害虫の防除を行ひ稲を強健に仕立てること

7 代用作物を栽培せるものは排水に特に注意すること

8 甘藷其の他の蔬菜畑に於ては畦直しを兼

9 ね溝上げを行ふこと
畑の周圍に排水路を設け置くこと

(二) 農作物浸水後に於ける対策

1 水面に浮遊せる塵芥、藁稈類の除去に努めること

2 濁水の浸入せし場合は退き水に際し作物に附着せる泥を洗ひ流すこと

3 埋没せる稲は速やかに出來得る限り除去し之が生育に支障なき様すること

4 倒伏せる作物を起こし生育に支障なき様にすること

5 病害虫の發生を認めたる際は直ちに防除を行ふこと

6 甘藷大根白菜類等にありては退水後直ちに清水を以て洗滌すること

7 流入土は軽く耕し土俵を膨軟にして日光空氣の透通を良好にすること

(三) 養蠶水害対策

- 1 速に自家桑園の被害状況を調査し飼育中の蠶兒に對する桑葉の過不足見込を樹て不足する場合は遅れ蠶等の淘汰に依り桑葉との均衡を保持することに努め現金支出の減少を圖り買桑を戒むること
 - 2 泥土に汚染したる桑葉を蠶兒に給與するも大なる害を及ぼすものに非ざれば水洗してなるべく賣桑に使用する様留意すること
 - 3 浸水の爲摘桑不可能となり不足を生ずる場合は豫め注意して稍室溫の低下を圖り給桑回数及量を減すること
- (四) 畜産物水害豫防對策
- 1 飼料は水浸の虞なき厩舎の二階等に貯藏すること
 - 2 可成古藁の保存に努め急激なる飼料の變換をなさざること
- (五) 畜産物浸水後に於ける對策
- 1 厩舎の浸水したるときは可成早く排水を



輝く忠魂の家
表彰狀傳達

恩賜財團軍人援護會では、昭和十三年十二月一日現在で日露戰爭以降今次の事變までに、一家から二名以上名譽の戦死者を出した

- 1 なし汚土を取り除き新土と變換すると共に厩舎の乾燥に努むること
 - 2 藁の浸水或は汚染せるときは可成飼料とせざること
 - 3 萬一飼料とする場合は清水にて克く水洗をなすと共に石灰藁となし家畜飼料に供すること
- 3 災害地域の家畜に對し健康検査を勵行すると共に飼養管理に特に留意すること

遺家庭を表彰することになり。その表彰家庭には長くも朝香總裁宮殿下より表彰狀に牌額を添へて授與せられることになつたので、本縣では過る二十四日午前十一時から儀式場に於て、歩兵第四十聯隊補充隊長、鳥取聯隊區司令官、

鳥取縣分隊、愛國婦人會鳥取支部長、國防婦人會鳥取地方本部長等參列の上最も嚴肅裡に、これが傳達式を舉行したがこの名譽の左の十三家遺族は族である

戦死者氏名	續柄	戦役又は事變	住 所	遺 族 氏 名
山崎重雄	兄弟	支那事變	東伯郡伊勢崎村	山崎音松
前田知光	兄弟	同	同郡伊勢崎村	前田太吉
前田利明	兄弟	同	西伯郡庄内村	齊藤梅太郎
齊藤金次郎	兄弟	同	八頭郡社村	加賀田ぬい
齊藤芳雄	兄弟	同	氣高郡大正村	岡本シナ
加賀田長次郎	兄弟	同	鳥取市吉成	杉本久藏
岡本春雄	兄弟	同	東伯郡東郷村	山崎福十郎
岡本頼利	兄弟	同	東伯郡長瀬村	戸嶋久次郎
杉本植男	兄弟	支那事變	東伯郡池田村	八頭郡池田村
山崎植男	兄弟	支那事變		
戸嶋常三	兄弟	支那事變		
戸嶋信郎	兄弟	支那事變		
釜本喜一	兄弟	支那事變		

福田	福田	福田	岩美郡成器村	福田	鹿藏
谷口	谷口	谷口	東伯郡八橋町	谷口	政義
田代	田代	田代	米子市陰田町	田代	織
原田	原田	原田	鳥取市寺町	原田	光子



昭和十三年 全國壯丁學力程度

前號に於ては昨十三年度壯丁の教育程度概況を記したから、本號にはその學力調査の結果による學力の程度について概説して、各位の参考に資することにする。

壯丁學力調査は全國各徴兵検査場に於て、検査の前日又は當日實施せられ、壯丁の區分は第一部甲(中等學校を卒業せざる者の修身公民科)第一部(同上國語科)第三部(同上數科)第一部

乙(中等學校卒業以上の者の修身公民科)とし、第一部甲より第三部までは各學力調査問題を十題とし、尋一程度から高二程度まで各學年から一題づつ八題、青年學校程度より二題を第一問より第十問までに順次配當して提出したものであつて問題の内容は成るべく日常生活に關係あるものをもつて行つたものである。尚又外に尋常、高等科及青年學校等に在學中の兒童生徒約一萬二千人に對して、壯丁と同一問題で調査して壯丁の學力と比較觀察することとしてある。

(一) 問題解答狀況

(1) 第一部甲(修身公民)解答率

問題	壯丁	兒童生徒
第一問	七一、五	五五、五
第二問	六九、四	七二、六
第三問	七二、二	七六、四
第四問	八六、八	八二、一
第五問	八七、〇	八四、〇
第六問	七六、〇	五八、四
第七問	八三、八	七〇、五
第八問	六八、九	六二、一
第九問	四二、五	二五、二
第十問	四五、〇	四二、〇
平均	七〇、三	六二、八

修身公民科の解答に於て最も成績の悪いものは

右表の如く 第九問「一旦緩急アレバ無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と云ふ教育勅語を正しく謹書させる問題 第十問「木炭、石炭、ガソリン、重油、薪」の中で戦闘に最も大切なものを選ばせる問題で何れも青年學校程度の問題 第二問「君ガ代ハ□□ニ□□□□ニサザレ石ノ巖トナリテ□□□□マデ」の中に正しい文字を記入させる尋二程度の問題である。成績のよい方のものは 第四問、尋四程度「大勢ノ人ノ集リニハ時間ヲ守ルコトガ大切デス。ソレハ何故デスカ。次ノ三ツノ中一番ヨイト思フモノノ右側ニ線ヲ引キナサイ。 一 後レテ行クトキマリガワルイカラ 二 後レテ行クト損ヲスルカラ 三 後レテ行クノ人ニ迷惑ヲカケルカラ」 第五問尋五程度「我が國が世界ノ國々ニ比ベテスグレテキルトコロハ何デスカ。」次ノ三ツノ

- 中一番大切ト思フモノノ右側ニ線ヲ引キナサイ
- 一 昔カラ外國トノ戰爭ニ負ケタコトガナイ
- 二 萬世一系ノ 天皇ヲ頂キ皇室ト國民トガ 一体ニナツテキル
- 三 人口ガ年々フエテ今デハ九千萬以上ニナ ツテキル

(2) 第二部(國語)解答率

問 題	壯 丁	兒 童 生 徒
第一問	七二、七	六九、四
第二問	三一、五	二〇、六
第三問	六八、四	六五、八
第四問	三二、五	四三、四
第五問	七五、六	七二、一
第六問	四八、九	二八、五
第七問	四六、〇	三四、八
第八問	一九、一	九、二

第九問	五九、二	四九、六
第十問	四三、九	一五、四
平 均	四九、三	四〇、九

右表中成績不良な〇題は

第八問 高二程度「海外に□□して□□の□□に貢献すべし」

第二問 尋二程度「いろは四十八文字」の中の空いてゐる所に正しい文字を記入させる問題

成績の良好なものは

第一問 尋一程度「ムカシ大江山□□シユテンドウジトイフワルモノ□□キマシタ。山カラ出テモノヲトツタリ人ヲサラツ□□シマシタ」の□□の中に片假名を記入させる問題である。壯丁、兒童、生徒ともに書取が極めて不良であることがわかる。

(3) 第三部(數學)解答率

問 題	壯 丁	兒 童 生 徒
-----	-----	---------

第一問	九三、三	九五、一
第二問	八八、八	八八、六
第三問	七一、〇	七七、五
第四問	六五、二	八九、八
第五問	四四、七	五九、一
第六問	七二、三	五八、三
第七問	五一、五	四五、〇
第八問	三九、七	三二、〇
第九問	三三、八	二二、五
第十問	三一、二	一八、一
平 均	五九、一	五二、七

右成績不良な問題は

第十問 青年學校程度「或農家ノ米ノ收穫高ハ一昨年ハ八十俵昨年ハ九十二俵デアッタ。昨年ハ一昨年ノ何割何分ヲ增收シタカ」

成績のよかつたのは第一問(31.8)及第二問(48.3)で尋一及尋二程度の問題である。

(4) 第一部乙(中等學校卒業以上修身公民)解答率

中等學校卒業以上の壯丁については第二部第三部の國語數學については調査しないで第一部修身公民のみについて行ひ、中等學校を卒業せざる壯丁に問題の第六から十問までを第一問から第五問までとして、その上に中等學校一年乃至五年程度の問題を第六乃至第十問として調査したものである。

その成績は中等學校を卒業しない壯丁より二問%乃至三問%の向上を示してゐるが、中等學校五學年程度の第十問「帝國臣民たる男子は何歳から何歳まで兵役に服する義務があるか」の正答が三八%同四年程度の第九問「近視眼、遠視眼を補正する眼鏡は凸レンズか凹レンズか」の正答が約五五%であることは、實務教育上注意を要するものであらう。

00497

(二) 教育程度別解答狀況
 以上の問題の教育程度別平均正答率は次の通りである。

教育程度	第一部(修公)	第二部(國語)	第三部(數學)
尋常小學校を卒業せざる者	三三、一%	一六、九%	三〇、七%
尋常小學校卒業者	五五、八	三四、二	四四、七
青年學校普通科修了者	六五、八	四五、四	五五、一
高等小學校卒業者	七四、〇	五三、二	六二、〇
青年學校本科卒業者	七五、九	五四、四	六四、八
中等學校在學及半途退學者	八五、四	七二、七	七七、三
平均(中等學校を卒業せざる者)	七〇、三	四九、七	五九、一
中等學校卒業以上の者	七三、八	—	—

(三) 小學校教育との關係

壯丁中で尋常小學校卒業者と高等小學校卒業者との學力を比較すると、第一部、第二部、第

三部とも約一八%の差を以て高等小學校卒業者の方が成績がよい。しかも不就學のものから中等學校半途退學者迄の壯丁の學力の平均と比較

00498

高等小學校卒業者は各部とも約七%高くなつてゐるのに反して、尋常小學校卒業者は約一五%低くなつてゐる。又青年學校普通科修了者と尋常小學校卒業者とを比較すると、各部共尋常小學校卒業者の方が約一〇%低くなつてゐる。之等の事情から推察して尋常小學校卒業後直ちに實務に就く一般大衆青年に對しては、更に教育を繼續せしめることが極めて望ましい事である。

(四) 青年學校との關係

學力調査の結果を青年學校のみについて見るとき、現に在學中の青年學校の生徒に比べて、青年學校本科を卒業した壯丁の方が大体に劣つてゐる。殊に第一部では修身公民科が劣り、第三部では(13-8)のやうな簡単な問題が、現に青年學校本科に在學してゐる生徒が殆ど一〇〇%に近い成績であるのに對して、青年學校本科を卒業した壯丁は之より五%低下してゐる。之は壯丁としては極めて優秀な成績であるが

學力に於て青年學校に在學中の生徒には、つてゐるものであつて、この事實に關しては一應考慮するべきことである。

(五) 市郡部別學力狀況

全壯丁の學力の狀況を、市部と郡部に分けて比較すると平均して市部の方が郡部より修身公民で三%、國語で五%、數學で二%高くなつてゐる。之等市郡別狀況は年々必ずしも一樣ではないが大體に於て郡部と市部と略相近い成績を示してゐるのである。唯市部に於ては教育程度の高い者も多いが又一面低い者も多く、之に反して郡部に於ては青年學校程度の者が多い關係上前述のやうな結果を生ずるものと思はれる而して學力の程度は郡部より市部の方が高いとは必しも斷言出來ないと考えられる。

× × ×

00499



第八次滿洲農業

移民本隊募集要項

日滿一徳一心の眞精神に基き第八次滿洲農業移民本隊を募集してゐるが其の要綱は次の如くである。

- 一 應募資格
- (一) 一年 齡
- (二) 職 業
 - 徵兵検査終了後より凡そ四十五歳迄とす
 - 現在自ら農耕に従事する者又は農耕に充分の經驗ある者たること但し農村居住者にして移住地の建設に經營に必要な特技を有する者は此の限に在らず
- (三) 健康状態
 - 身體強壯にして殊に呼吸器病、神経系疾患竝に脚氣等の疾患なき者に限す

- (四) 其の他
 - (イ) 家族は約一箇年後に於て招致し得るものとす
 - (ロ) 移住後郷里に送金の必要なく永住の決心ある者に限る
- 二 募 集
- (一) 人員 約百名
- (二) 機關 鳥取縣
- 三 締切期日 十月末日限とす
(早期本隊締切期日は八月末日限とす)
- 四 銓衡、訓練並採用
 - (一) 銓衡並假採用
 - 縣に於ては十月末日迄に管内の應募者を適當の場所に集め人物考查並に身體検査を行ひたる上移民候補者として適當なりと認めざる者に就き假採用者を決定す

00500

(二) 訓練

- (イ) 訓練の場所は縣立修鍊農場とす
- (ロ) 期間 約一箇月間
- (ハ) 訓練費用は拓務省に於て負擔す
- (三) 採 用
 - 縣に於ては訓練終了後直に訓練責任者より假採用者の訓練中の成績に對する意見を徵し正式採用者を決定す
- 五 移民に對する拓務省の補助金並保護施設
- (一) 補 助 金
 - 補助金は戸別補助、公共施設補助合計約一、〇〇〇圓を支出するも右は家族渡航費を除き一括して移民團に交付すものとす
 - 内譯左の通り
- (イ) 戸別補助

(二) 渡 航 費 (本人 家族)

- 個人施設補助 一六〇圓
- 共同産業施設補助 六〇〇圓
- 合 計 三〇〇圓
- (ロ) 公共施設補助(三百戸一組合の場合) 八九〇圓
- 組合事務所建物費 三、〇〇〇圓
- 診療所其他建物費 五、〇〇〇圓
- 醫 療 費 六、四〇〇圓
- (三箇年分合計) 一八、〇〇〇圓
- 醫師、獸醫、看護婦給與一八、七〇〇圓
- (同) 醫師及獸醫赴任旅費 七〇〇圓
- 雜 費 九〇〇圓
- 合 計 三三、四〇〇圓
- (二戸當一一五圓強)
- (二) 保 護 施 設
- (イ) 農事指導施設

現地に拓務省囑託たる農事指導員を置き移住者が一通り經驗を得る迄當分の間農事を指導せしむ

(ロ) 警備指導施設

當分の間拓務省囑託たる警備指導員を置き警備に關する指揮に當らしむ

(ハ) 醫療施設其の他

現地に拓務省囑託たる醫師及獸醫を置き醫療衛生畜産指導等に遺憾なからしむ

(三) 其の他

拓務省補助金の外土地分讓其の他營農に必要な資金の融通は滿洲拓植公社をして之を爲さしめ長期年賦償還の方法に依り移住者の負擔たらしむるものとす
但し土地分讓に付ては移住地の狀況に依り多少異なるべきも概ね一戸に付耕

地約十町歩其の外山林放牧地若干町歩を附するを標準とす

× × ×



全村金賣却に 參加の多里村

銃後縣民に於ける金の買却は、七月一日現在の保有申告後自發的に賣却するもの遂次増加の傾向を示しつつあるのである。仲でも日野郡多里村の如きは、全村舉つて本月二十一日を期し金を一齊に一品残らず買却することに決定し、この日には米子市から貴金屬商組合長や、米子銀行矢戸支店から店員が特に出張して之を買取つたのである。この舉は縣下でも本村を以て嚆矢とするのであるが、八頭郡河原町に於ても九月上旬に全町民が一致賣却することになつてゐる。この様な例は順次他町村にも及び縣民の時

民に對する理解と認識は益々深くなつて洵に喜ばしき現象である。

× × ×



渡滿學齡兒童の携行品

滿洲國開拓民として滿洲國に居る父兄其の他から招致せられて、學齡兒童が渡滿する時には是非左記の物品は持つて行かないと、開拓地の小學校に入學しやうとする時これ等のもの入手は甚だ困難である旨、拓務省から縣に通知があつてゐます。必ず携行を忘れぬやう注意して下さい。

一 教科書及文具

- 二 現在内地で使用中的のもの一切
- 三 學校通知簿
- 在學證明書、成績表共
- 身體検査書
- 内地小學校で調製したもの

× × ×

一票清し
國強し

